

農業経営の 法人化のすすめ

地域農業を次世代へ

法人化により
若手や外部人材の
雇用体制を整備し、
持続可能な地域農業を
目指しませんか



集
落
版

農業者のみなさまへ

こんな事でお悩みなのは？

地域雇用の確保

農地の維持・保全

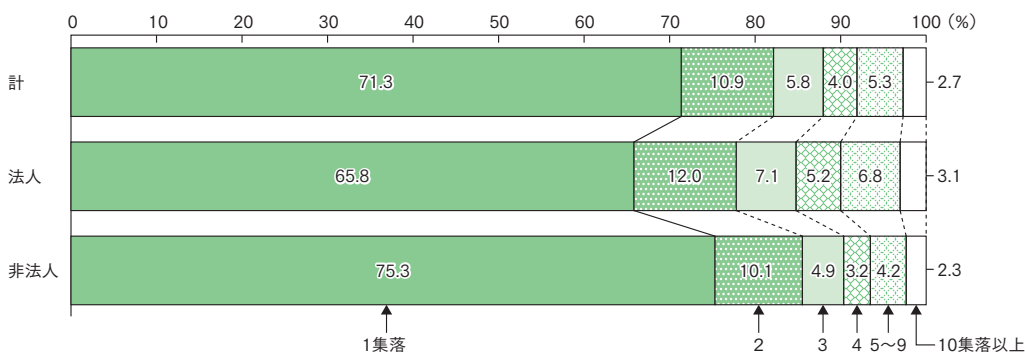
後継者の確保

信用力の向上

集落営農をめぐる現状

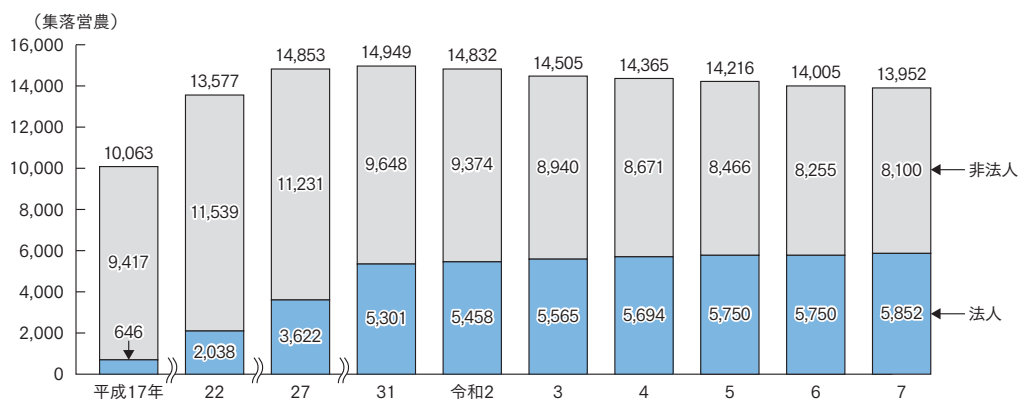
集落営農については、一つの農業集落で構成されているものが約7割を占めています。近年、集落営農同士の合併、事業統合、合意のできる有志で法人化するなどの事例も見られるほか、法人の割合も増加傾向になっています。

集落営農を構成する農業集落数別にみた集落営農数割合（全国）



出典：集落営農実態調査 / 確報 令和7年集落営農実態調査結果
注：割合については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

集落営農数及び集落営農に占める法人の推移（全国）



出典：集落営農実態調査 / 確報 令和7年集落営農実態調査結果
注：令和6年の調査結果には、令和6年能登半島地震の影響により調査を実施していない石川県の6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）の集落営農を含まない。したがって、比較には留意が必要である。

法人化するとどうなるのか

集落営農を法人化すると、役員が経営責任を負うことになること、従業員に対する社会保険料の経済的な負担が発生すること、従業員との意思疎通がより重要となることのほか、事務的な負担が増えます。一方で、経営責任を自覚することによる経営者の意識改革、地域の雇用の場となる、事業の継続性が高いことや計数管理の充実などによる対外信用力の向上のほか、農地の利用権等の権利主体となれるなど様々な利点があります。

法人化は経営のゴールではなく、さらなる経営発展へのステップとして取り組んでみましょう。

法人化するとどうなるのか

	民法上の任意組合	法人	ポイント	
経営面	経営管理	個人名義の取引や契約の締結	代表者が代わっても安定的に運営可能	
		機械等の資産は各構成員の所有	役員 ¹ の経営責任が明確化され、意思決定の透明性や迅速性が向上する	
	対外信用力	団体運営に構成員個人の個性が強く反映されるため、団体としての対外的な信用力を構築しづらい	経営責任や計数管理の充実、各種法定義務（経営報告など）を伴うため、取引上の信用力が向上	複式簿記での記帳が義務化されるなど経理・申告事務が増加
		商標登録の主体になれないなど地域ブランドづくりが困難	法人となることで、企業としてイメージが向上し、商品取引等が円滑化	取引金融機関からの資金調達 ² が円滑化
	人材の確保・育成	任意組織のため構成員から代表や運営の中心となる者を選ぶしかなく、高齢化リスクが高い	外部からの従業員や役員の確保がしやすい	

	任意組合	法人	ポイント
税制面	累進課税の所得税が適用	定率課税の法人税が適用	一定以上の所得規模がある場合は税負担が軽減
		所得の分配（役員報酬の給与所得化など）による事業主への課税軽減	利益がなくても都道府県民税（均等割）等の納税義務が発生
社会保険制度	労災保険は、特別加入（任意） ^{（注1）}	労災保険・雇用保険は、強制適用 ^{（注2）}	社会保険制度の充実により外部からの人材を確保しやすい
	国民健康保険・国民年金に加入	健康保険・厚生年金保険は、強制適用 ^{（注3）}	社会保険制度の導入に伴う事業主の負担が発生
		労働時間等の就業規則が整備されるなど、就業条件が明確化 ^{（注4）}	福利厚生等の待遇改善により多様な人材確保の期待
農地の取得・借入	所有権、利用権等の設定ができない	所有権、利用権等の設定が可能	
出資者の責任	無限責任	有限責任	
制度資金	一部の制度資金（スーパーL資金等）の融資が受けられない	多様な制度資金（スーパーL資金等）の利用が可能となる 農業法人投資育成事業を営む株式会社等（アグリビジネス投資育成株式会社など）から出資が受けられる	資金により別要件がある（例：スーパーL資金の対象は認定農業者）

（注1） 常時雇用従業員が5人以上の場合は、加入義務

（注2） 農事組合法人（従事分量配当制）の場合において、組員（出資者）は労災保険は特別加入（任意）、雇用保険は加入不可

（注3） 農事組合法人（従事分量配当制）の場合において、組員（出資者）は国民健康保険及び国民年金に加入

（注4） 常時雇用従業員が10人以上の場合は、就業規則を定める必要

持続的な地域農業への
転換に向けて、
集落営農の法人化に
踏み出そう



Case & Topics



各地域で集落営農の法人化が進み、地域農業の新しいかたが生まれています。
高齢化や担い手不足に悩む地域でも、法人化によって経営基盤が強化され、若手が外部人材の雇用が進む事例が増えています。
こうした動きは、地域農業を持続可能な産業へと再構築する大きな流れになりつつあります。



機械等の共同利用を
きっかけとして法人化し、
さらなる規模拡大へ。



Topics

機械の共同利用から、法人化により、人員確保と規模拡大を推進。組織的な経営体制を構築している。

法人化のきっかけ

ほ場整備により大区画化されたため、より効率的な農業経営を目指し、集落の個人農家が所有している農業機械を共同利用し、米を生産するだけでなく、農作業を受託する集落営農組織（集落の全農家40戸が参加、農地面積60ha）を設立しました。

しかし、近年は構成員も高齢化してきており、後継者を確保するためには更なる経営発展をする必要があると多くの役員が考えていたところ、地元JAを定年退職した人が新たに構成員となったことを契機に、集落全体で議論したところ、法人化することが決まりました。

法人化後の展開

1. 新たに機械導入したことで生産性が向上

これまでと同様に多数決（一人一票制）で意思決定ができる農事組合法人として設立し、法人が中古購入する予定だった個人所有の農業用機械が故障したため、新たに大型の農業機械を導入することにしました。活用した補助事業が法人の場合に補助上限額が高かったことから、当初

の想定より高性能な農業用機械を導入することができました。

このため、より少ない労働時間で多くの農産物を生産できるようになり、規模拡大や収益力の向上が進みました。

2. 若手社員の取組が地域雇用に貢献

法人化した際に作った「若者が継ぎたくなる経営を目指す」という経営方針に基づいて、地元の農業高校や農業大学校生を積極的にアルバイトとして雇用し、そのうち2名が正社員になりました。

新たに採用した正社員を中心に、更なる経営発展に向けて、新たな商品についてアイデアを募集した結果、イチゴをハウス栽培して観光農園とカフェを併設することになり、これまで3千万円だった売上が、法人化して5年後には6千万円まで増加しました。

こうした若手の正社員が積極的に経営に参画できる社風が地元でも評判となり、地域の雇用の受け皿となるだけでなく、地元に残る人の増加に貢献しています。

集落の農地を集積し、法人化により、多角化と年間雇用を確保。将来を見据えた後継者の育成にも取り組む。



Case 02

集落内の有志で法人化。
直売所も運営し、地域での
信頼や認知も向上。

法人化のきっかけ

田植えなどの基幹的な作業を8戸の農家が行い、その他の農家が草刈りや水路管理などの補完的な作業を行う集落営農組織（農家戸数30戸、農地面積40ha）でしたが、集落内の農家全体の高齢化が進み、農地を集積してきた中心的な役割を果たしていた組合員も後継者が状況でした。

このため、将来に危機感を感じた数戸の農家が発起人となって、80戸集落全体を法人化することの検討を開始しました。

新たに品目を導入する計画だったため、何度も話し合いましたが、全員からの合意は得られなかったため、まずは数戸の農家のみで迅速な意思決定が可能な株式会社を設立しました。

法人化後の展開

1. 経営の多角化により 収益力が向上

新たに野菜の生産を開始し、地域住民との交流や法人の認知度の向上だけでなく、収益を確保するため、簡易な直売所を開設したことで、数年後には売上げが3倍になるなど着

実に経営が発展していききました。

発展にあわせて、新たに社員を雇用したところ、その社員が作る商品ポップやレシビが話題になり、直売所の売上がさらに増加しました。

2. 地域との調和を重視する 経営理念の実現

法人を設立した有志は、地域の農業に対する強い危機感を共有しており、「地域とともに発展していく農業の実現」という経営理念を真摯に実行することにしました。

まずは、経営理念を社員に徹底するだけでなく、地域にも知ってもらうため、経営理念をプリントした目立つ色の作業着を着て、社員が各種作業に従事するようにしました。

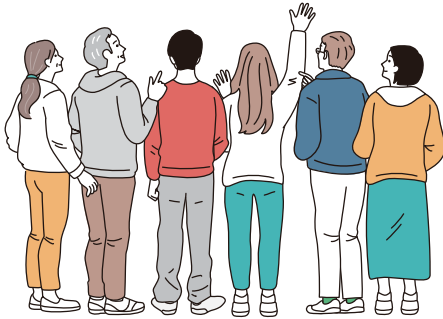
この取組によって、実際の働きぶりを地域の多くの人に知ってもらい、徐々に集落内外の賛同者が増え、高齢化した集落内の農家からの農地の引き受け依頼が増加し、法人化して5年後には集落内の農地面積の8割（80ha）を担うまでになりました。

集落営農の法人化は、経営体制を整えるための取組であると同時に、地域の未来を支える人材をどう受け入れ、どう活かすかを考えるきっかけにもなります。長く地域を支えてきた人たちの経験に加えて、新しい視点を取り入れて、次の担い手をどう確保するかが、これからの農業経営には欠かせません。

例えば、人口急減地域において地域の複数の仕事を組み合わせ、年間を通じた仕事を創出する仕組みである「特定地域づくり事業協同組合」の活用も1つの方法です。協同組合が職員を雇用して事業者に派遣するため、単独では通年の雇用確保が難しい集落営農でも、農繁期など必要な時期に人手を確保できます。また、職員には安定した給与や社会保障が確保されることから、移住を検討する若者等も安心して働けます。



他にも、「地域おこし協力隊」の活用も1つの方法です。都市部から地方へ移住した隊員が自治体の委嘱を受け、1～3年間、農林水産業への従事や特産品開発など、地域の実情に応じた幅広い活動を行います。任期を終えた後も地域に定住する人が多く、将来の担い手や協力者を見つける入口になります。



この2つの制度には実際の連携事例もあります。各地の組合では、地域おこし協力隊員や住民に声を掛けて事務局職員を確保したり、元協力隊員が事務局長を務めて役場と連携し、移住を促進したりしています。また、組合の派遣職員から地域おこし協力隊などへ転職した例も見られます。

出典：特定地域づくり事業協同組合制度の概要について（令和7年10月 総務省地域力創造グループ地域自立応援課）
地域おこし協力隊～移住・地域活性化の仕事へのチャレンジを支援します！～
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html

農業経営を学ぶ

農林水産省が提供する農業経営人材育成研修プログラムは、オンラインで農業経営の戦略づくりや経営管理に必要な知識・スキルを無料で学ぶことができます。法人化後の経営を見据えた学びとしてご活用ください。

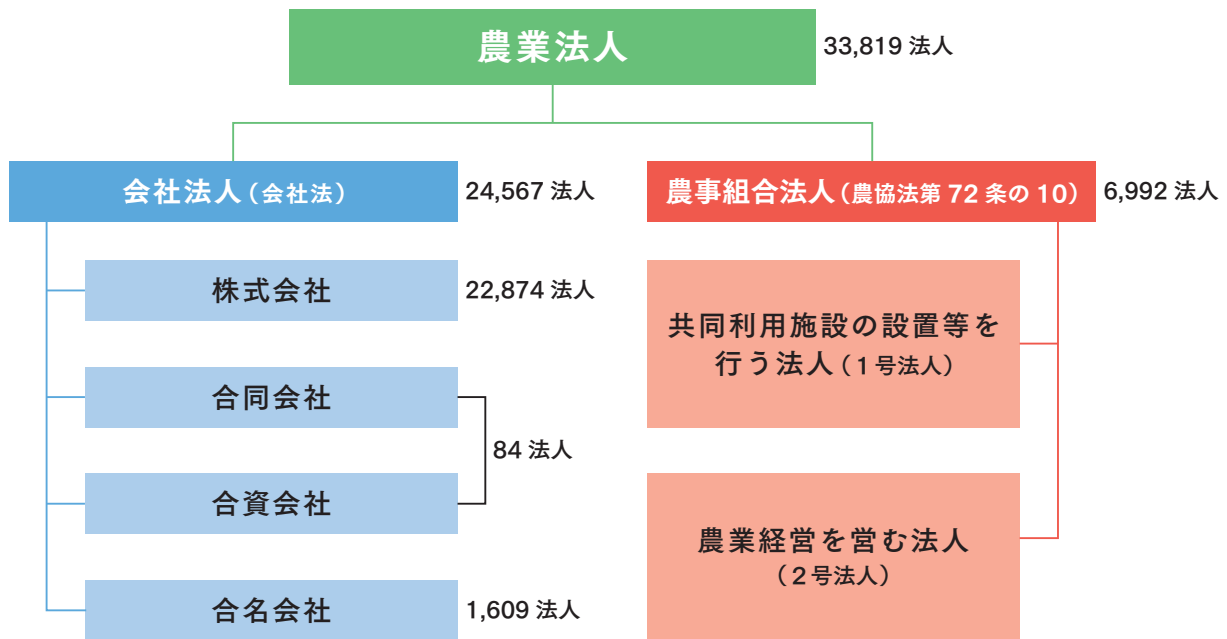
■お申し込み方法

右の二次元コード、又はURLからお申込みください。



<https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/login>

農業法人の種類は大きく2つに分けられます

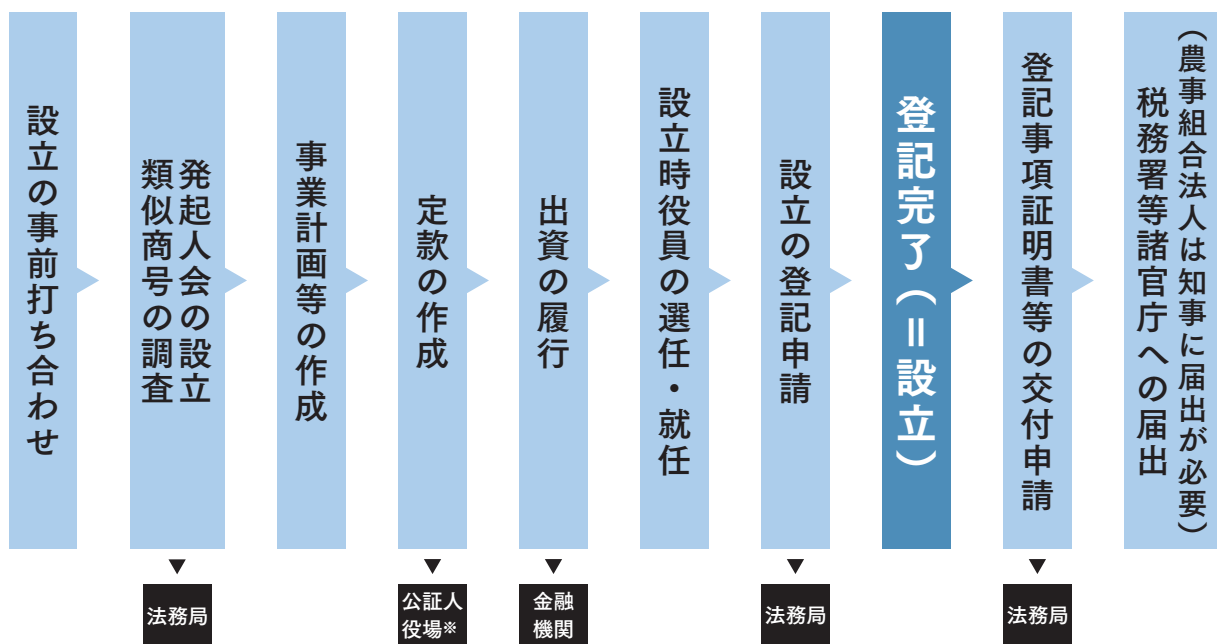


このほか、一般社団法人やNPO法人も農地を借りて農業をすることができます (P14)。

(注) 1 法人数は農林水産省「2025年農林業センサス」のものです。

2 農事組合法人が農業経営を営む場合は、出資性の法人である必要があります。

株式会社(発起設立)・農事組合法人・一般社団法人における法人化の手順です



(注) 1 合同会社の設立の場合は、※印の手続きは不要です。

2 設立する法人の基本的な事項である「事業計画」や「定款」などの作成に当たっては、必要に応じて中小企業診断士、司法書士などの専門家にも協力いただき、十分に内容を精査する必要があります。

組織・法人形態の違いは次の通りです

民法上の任意の組合	人格なき社団	一般社団法人(非営利型)	
民法	会社法に準ずる	一般社団法人及び 一般財団法人に関する法律	根拠法
—	—	—	資本金
2名以上		社員2名以上 ^(注1)	構成員 ^(注6)
無限責任	有限責任		構成員の 責任
業務執行者(任意) ※定めない場合は構成員 全員が業務執行者となる	代表者を定める必要あり	理事1人以上 (必置・社員以外も可)	役員
1人1票制による構成員の議決会社の基本方針の決定		1人1票制(原則)による 社員総会の議決	会社の 基本方針の 決定
制限なし			事業の制限
構成員の共有		法人	財産の帰属
なし (組合の利益は構成員に分配され、 各構成員の事業所得として課税)	全所得課税 (年所得800万円以下15%、年所得 800万円超23.2%)	収益事業のみ課税 (公益法人等として年所得800 万円以下15%、年所得800万 円超23.2%) ※農業は収益事業に該当しない	法人課税
なし	年所得400万円以下 3.5% 年所得400万円超800万円以下 5.3% 年所得800万円超 7.0%	収益事業のみ課税 年所得400万円以下 3.5% 年所得400万円超800万円以下 5.3% 年所得800万円超 7.0% ※農業は収益事業に該当しない	事業税 ^(注2)
構成員個人の事業所得	給与(源泉徴収が必要)		労働報酬
労災保険 特別加入(任意) 雇用保険 加入不可 国民健康保険及び国民年金に加入 ^(注8)	労災保険 強制適用 雇用保険 強制適用 国民健康保険及び 国民年金に加入 ^(注8)	労災 強制適用 雇用 強制適用 健康保険及び厚生年金に加入	社会保険制度 ^(注7)
—	—	6万円	設立時の 登録免許税
なし		必要	定款認証
—	—	他の法人形態への変更不可	組織変更

非課税、畜産業(農業に付随して行うものは除く)に関しては4%課税されます。(注3)農事組合法人に関する事業税の課税の判定については、都道府県税農事組合法人(確定給与支払制)と同じ取扱いになります。(注6)構成員とは、一般社団法人の場合は社員のことをいいます。(注7)社会保険制度については、臣の認可を受けることにより、健康保険・厚生年金に加入することもできます。※税率についてはR7.4.1現在

	農事組合法人 (従事分量配当制)	農事組合法人 (確定給与支払制)	株式会社
根拠法	農業協同組合法		会社法
資本金	あり（出資制の場合は3円以上）		あり（1円以上）
構成員 ^(注1)	農民3名以上 ^(注1)		1名以上
構成員の責任	有限責任		
役員	①理事1人以上（必置・農民である組員のみ） ②監事（任意・組員外も可）		①取締役1人以上 （必置・株主外も可） ②監査役（任意・株主外も可）
会社の基本方針の決定	1人1票制による総会の議決		1株1議決権による株主総会の議決
事業の制限	農業経営（2号）法人の場合、農業・農業関連事業に限定		制限なし （農地所有適格法人の場合は農業・農業関連事業が売上高の過半）
財産の帰属	法人		
法人課税	全所得課税 （協同組合として年所得800万円以下15%、年所得800万円超19%）	全所得課税 （資本金1億円以下の場合、普通法人として年所得800万円15%、年所得800万円超23.2%）	
事業税 ^(注2)	農地所有適格法人が行う農業 （畜産業、農作業受託は除く）は非課税 ^(注3)		資本金1億円超外形標準課税 資本金1億円以下 年所得400万円以下 3.5% 年所得400万円超800万円以下 5.3% 年所得800万円超 7.0%
労働報酬	従事分量配当 ^(注4)	給与（源泉徴収が必要）	
社会保険制度	【組員（出資者）の場合 ^(注5) 】 労災保険 特別加入（任意） 雇用保険 加入不可 国民健康保険及び 国民年金に加入	労災保険 強制適用 雇用保険 強制適用 健康保険及び厚生年金に加入	
設立時の登録免許税	非課税		資本金の額の7/1000 （15万円に満たない場合は15万円）
定款認証	不要		必要
組織変更	株式会社または一般社団法人に変更可 合同会社への直接変更は不可		合同会社に変更可 農事組合法人への変更は不可

(注1) 農民とは農協法第2条の規定で、「自ら農業を営み、または農業に従事する個人」をいいます。(注2) 個人の事業税については、農業・林業に関しては事務所にご確認ください。(注4) 法人は損金として計上し、受け取った個人は農業所得として課税所得に反映されます。(注5) 組員(出資者以外)については、従業員及び労働者に関する適用であり、事業主に関する適用はP13を参照してください。(注8) 事業所で使用される者の2分の1以上の同意及び厚生労働大

法人化における留意事項

法人化における留意事項は経営ごとに異なります。

法人化されるに当たっては、都道府県農業経営・就農支援センターの専門家などに相談されることをお奨めします。

事業用資産の引継ぎ

任意組織の資産を法人へ引き継ぐに当たっては、税制や補助制度などに留意する必要があります。たとえば、

- ①動産（棚卸資産、農機具等）については、無償譲渡や著しく低い価額で譲渡した場合、みなし譲渡所得課税等に留意する必要があるほか、
- ②不動産（建物・構築物、土地）については、法人が取得するために資金を調達する必要があるため、有償貸付を検討するなど資産の保有状況に応じて対応してください。

法人化した後の任意組織の解散

法人設立に伴って、従来の任意組織は清算・解散することが一般的には望ましいです。

ただし、任意組織が保有している資産の状況によっては、一定期間清算しないことも選択肢の一つです。任意組織が保有している農機具格納庫について、設立した法人が取得する場合は多額の資金を調達する必要があり、この資金調達が困難な場合は、法人が有償貸付で借受けて、当該資産の減価償却が進み、法人が購入できるようになるまで任意組織を存続させた事例などがあります。

これまでの任意組合での取り組みとの継続性を高める仕組み

組合員・地主にどのような役割を果たしてもらうのかがいいのかを検討し、法人化する場合に作成する「事業目論見書」の従事関係に記載するなど、組合員の協力を確保して集落営農での取組との継続性を高めることによって、より円滑な法人化ができます。

補助金により取得した機械等の引継ぎ

農業経営の法人化に際し、農林水産省等の補助金を活用して取得した施設・機械等を法人に引き継ぐ場合、原則として補助金を返還する必要があります。

ただし、補助金を受給した者が、施設・機械等を引き継いだ法人の経営に携わり、引き続き、補助目的に従って施設・機械等を使用する場合は、補助金の返還は必要ありません（継承後でも利用状況の報告を求められる場合があります）。

定款作成、登記事項の変更

▶ 農地所有適格法人の要件 [P14 参照] を満たすためには、定款作成時に次のことについて留意してください。

① 公開会社でないこと

発行する全部の株式について、譲渡による当該株式の取得に関する会社の承認を必要とする旨を定款に定める必要があります。

② 主たる事業が農業・農業関連事業となること

▶ 役員改選で法人の役員が留任した場合でも、重任（留任）として登記事項の変更が必要となります。

社会保険料の負担増加

法人経営の場合は、健康保険と厚生年金保険は強制適用され、保険料は事業主（法人）と従業員で折半することになります。また、従業員が1人以上いる場合は、労災保険と雇用保険も強制適用され、労災保険の保険料の全額と雇用保険の保険料の約3分の2を事業主（法人）が、残りを従業員が負担することになります。

		個人 任意組織	農事組合法人		株式会社
			従事分量配当制 ^(注2)	確定給与支払制	
労災保険	事業主	特別加入(任意)			
	従業員	従業員5人以上(強制) 従業員5人未満(任意)	組合員:特別加入(任意)	従業員1人以上(強制)	
雇用保険	事業主	適用なし			
	従業員	従業員5人以上(強制) 従業員5人未満(任意)	組合員:適用なし	従業員1人以上(強制)	
医療保険	事業主	国民健康保険	国民健康保険	健康保険(強制)	
	従業員	国民健康保険 ^(注1)	組合員:国民健康保険 組合員以外:健康保険(強制)		
年金保険	事業主	国民年金+ 農業者年金(任意)	国民年金+ 農業者年金(任意)	厚生年金(強制)	
	従業員	国民年金 ^(注1)	組合員:国民年金 組合員以外:厚生年金(強制)		

(注1) 事業所で使用される者の2分の1以上の同意及び厚生労働大臣の認可を受けることにより、健康保険・厚生年金に加入することもできます。

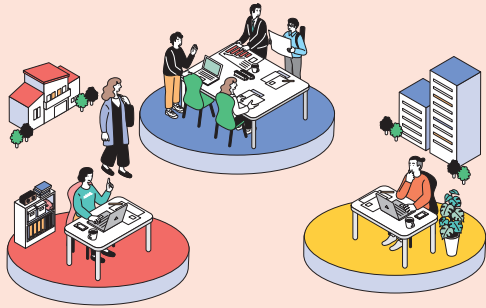
(注2) 農事組合法人の従事分量配当制における組合員は、出資している組合員としています。

農地所有適格法人の要件について

農地を所有する場合、農地のすべてを効率的に利用し、
周辺の農地利用に支障が生じないように経営するほか、
次の要件をすべて満たす必要があります。

01 法人形態

株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、
持分会社であること



02 事業内容

主たる事業が農業（自ら生産した農産物の加工・
販売等の関連事業を含む）であること

[売上高の過半]

〔関連事業〕

- ・農畜産物の製造・加工
- ・農畜産物の貯蔵、運搬、販売
- ・農業生産に必要な資材の製造
- ・農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置・運営等（例えば、農家民宿）等

03 議決権

農業関係者が株主総会※における総議決権の過
半を占めること

※会社法第 108 条第 1 項第 8 号の種類株式を発行している
場合は、当該株式の種類株主総会を含む。

〔農業関係者〕

- ・法人の行う農業に常時従事する個人
- ・農地の権利を提供した個人
- ・農地中間管理機構を通じて法人に農地を貸し付けている個人
- ・基幹的な農作業を委託している個人
- ・地方公共団体、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会

04 役員

▶ 役員のうち農業に常時従事する構成員（原
則年間 150 日以上）であること

▶ 農業に常時従事する役員又は重要な使用人の
1 人以上が、法人の行う農業に必要な農作業
に従事（原則年間 60 日以上）すること

（注）グループ会社における役員兼務について、子会社
（親会社が総株主の議決権の過半を有するもの）に関し
ての特例もあります。

【要件】

- ①グループ会社が一定の要件（親会社が農地所有適格法人かつ認定農業者、子会社が農地所有適格法人）を満たし、
- ②兼務する役員（親会社で年間 150 日以上農業に従事している株主）が子会社の行う農業に年間 30 日以上従事すること。

農地を所有せず農地を借りて農業を行う場合

上記の農地所有適格法人の要件を満たす必要はありませんが、

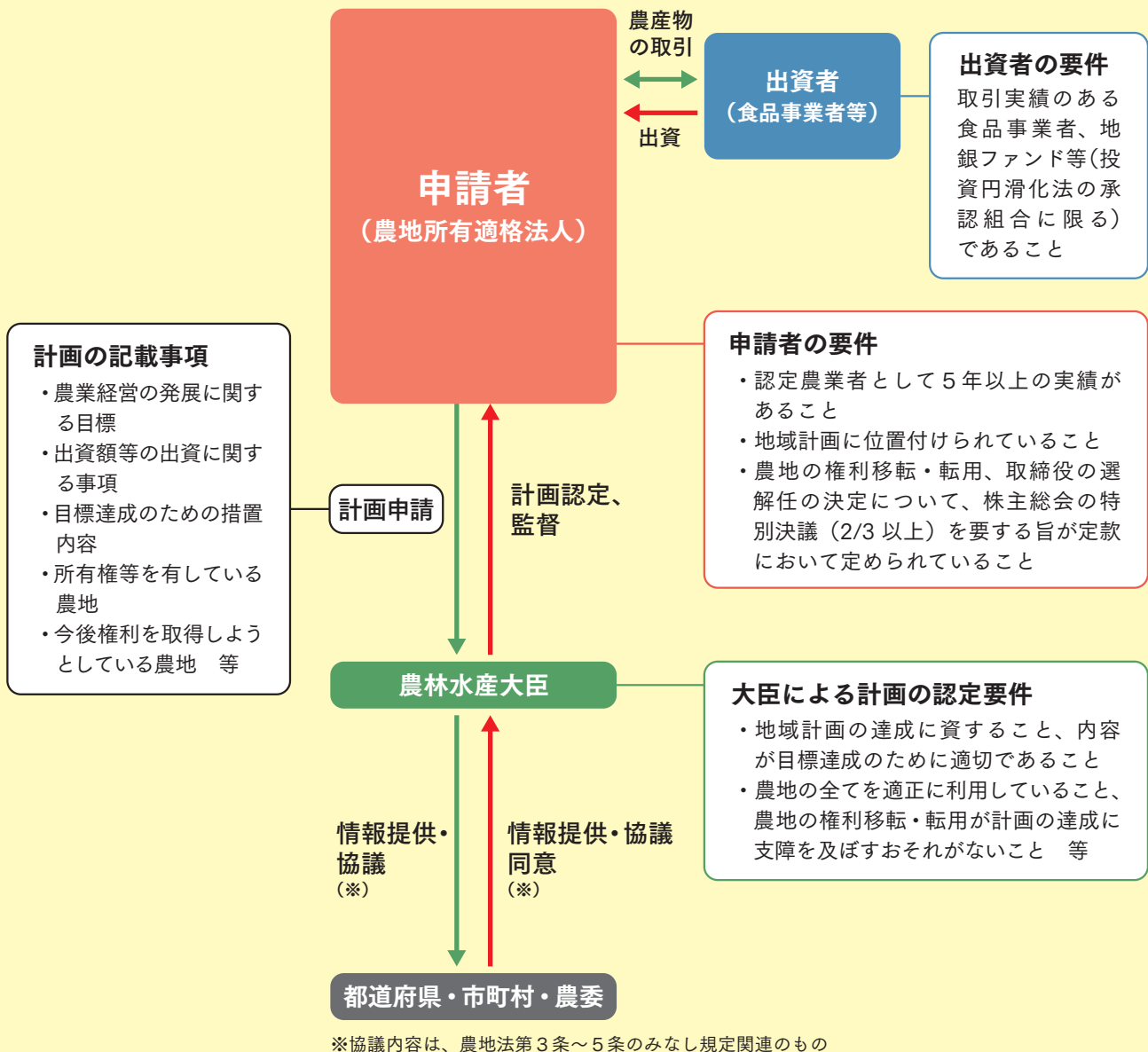
- ①貸借契約に解除条件が付されていること
- ②役員又は重要な使用人が 1 人以上農業に常時従事すること
などの要件を満たす必要があります。



詳細はこちら

農業経営発展計画制度について

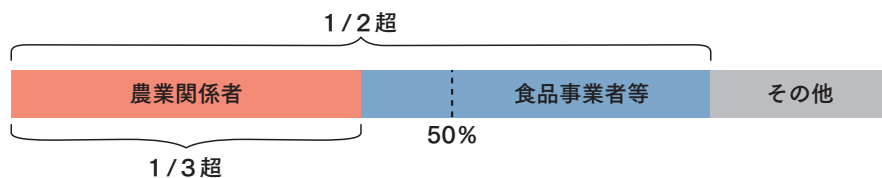
農地所有適格法人が、出資により食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画（農業経営発展計画）について、農林水産大臣の認定を受けた場合に、議決権要件の特例を受けることができます。



特例の内容

計画について大臣の認定を受けた場合には、農地所有適格法人について、

- ① 農業関係者が **1/3 超** の議決権を有していること、かつ、
- ② 農業関係者 + 食品事業者等が **1/2 超** の議決権を有していることを要件とする。



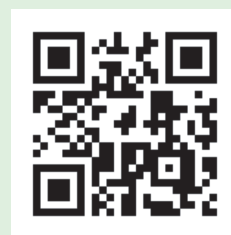
詳細はこちら

法人化に向けた支援

農林水産省では、
法人設立への準備や自身の経営状況の把握に役立つシステムの提供や、
都道府県による法人化等の課題解決に向けて相談対応等への取組を支援しています。

法人化支援システム

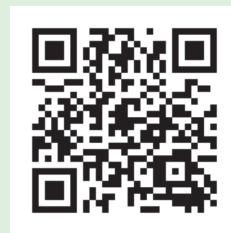
事業計画書作成、定款作成、収支シミュレーションの3つの機能により、
計画的な法人化をサポートします。
また、法人化の適性や最適な法人形態を確認できるチェックリストもご利
用いただけます。



<https://agri-incorp.maff.go.jp/>

財務分析システム

決算書類の数値を入力することで、収益性・安全性などの主要な財務指標
が自動計算され、同規模の営農類型の経営体と比較できます。



<https://agri-analysis.maff.go.jp/>

農業経営等に関する相談は、 都道府県の農業経営・就農支援センター

都道府県が設置する農業者向けの支援窓口です。就農・参入に関するご相談や市町村との調整を行う
ほか、農業経営の改善や法人化、円滑な経営継承等の課題に対して、経営診断や専門家の派遣
などを無料で行っています。

受けられる主な支援

経営の高度化：法人化、規模拡大、労務管理などの専門的アドバイス

経営継承：後継者不在の農業者等の経営移譲をサポート

専門家派遣：必要に応じて、経営課題の解決に向けた税理士、

中小企業診断士、社会保険労務士などの専門家による助言・指導。



<https://www.maff.go.jp/j/keiei/soudanjyo.html>